

平成27年度第3回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

1 日時

平成28年3月14日(月) 午後2時～4時

2 場所

尼崎市立教育総合センター 第3研修室 (三反田町1-1-1)

3 出席委員及び欠席委員

出席委員	委員長	田中敏雄
〃	副委員長	馬田綾子
〃	委員	伊達仁美
〃	委員	大場修
〃	委員	坂井秀弥

4 出席した事務局職員

社会教育部長	吉田淳史
歴博・文化財担当課長	益田日吉
歴博・文化財担当係長	楞野一裕
歴博・文化財担当主任	伏谷優子

5 第2回審議会会議録要旨確認

議事に先立ち、第2回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨の内容を委員が確認、漢字表記の変更や脱字等の指摘があり、5箇所を修正し、了承された。

6 議事等

議事1「平成27年度尼崎市指定文化財候補物件の答申について」

事務局が答申文案作成の要点を説明、答申文案読み上げ

- ・第2回審議会で作された答申文案の骨子となる資料概要の文章表現についての意見（「新発見の正文」の意味をわかりやすい文章表現で記述 秀吉と秀次の関係など当文書の歴史的背景の記述を加え、尼崎にとっての重要性だけでなく広く歴史的価値を明示）を踏まえた答申文案の作成
- ・平成26年度審議会での検討を踏まえ、判断の根拠とした研究文献を答申文に明示 歴史分野担当委員から答申文案の作成の留意点を補足説明
- ・指定候補物件の資料的価値について、日本史上の歴史的価値を示す文言を加えることによる記述内容の増加と、わかりやすい文章の表記とのバランスに留意（委員）
- ・文書そのものの価値を示す記述に加え、記述に最近の研究成果を反映（委員）

委員による質疑応答と文案の検討、修正

(1)答申文案の「指定文化財候補物件とする理由」の項について

- ・答申文案の最後に指定の理由という項に、尼崎市にとって重要であることと学術的価値の両方がはっきりと示されており、わかりやすい。（委員）
- ・項目は「指定候補物件とする理由」ではなく、「指定文化財とすべき理由」が適切ではないか。（委員）
- ・ご指摘のとおり項目を改める。（事務局）
- ・同じ言葉（「資料」）が重なる文章があるので、文章表現を修正する方がよい。（委員）

・修正する。(事務局)

(2)参考文献について

- ・参考文献が年代順に掲載されているので近年の研究も反映していることがわかる。(委員)
- ・指定理由に記述がある秀次事件についても根拠となる文献が記載されているのか。(委員)
- ・秀次の研究で最もまとまった研究を参考文献リストに記しており、秀次事件についても言及されている。(事務局)
- ・そうであれば、参考文献は答申文の末尾に記載する方がよいのではないか。(委員)
- ・参考文献の位置を答申文の末尾にする。(事務局)

(3)その他の表記について

- ・答申文の末尾の「以上」は不要ではないか。(委員)
- ・「以上」を削除する。(事務局)
- ・説明文中でカギカッコつきで「石河」と表記しているが、カギカッコは必要か。(委員)
- ・「石川」から「石河」へと改姓したことがわかりやすいので、文案のとおりでよい。(委員)

以上で、答申文案についての検討を終了、修正点を確認した上で答申文の内容について各委員に諮った結果、異議なく了承、答申文が決定。事務局が答申書を準備。

議事2「報告」

「最近の文化財保護行政について」が取り上げられ、事務局が議案に基づき来年度の文化財関係事業の計画を説明、委員と質疑応答

- ・委員から補助事業、資料の保管料、企画展予算、尼信会館での展示会の経費、文化財保存活用ボランティアの人数等について質問が出され、事務局から補助事業の内容や企画展予算と尼信会館での展示会経費の使途と現状について説明
- ・美術品専用倉庫での資料保管料に関しては、事務局が計画中の文化財収蔵庫の改修で特別収蔵庫などの収蔵設備の整備を考えていることを説明
- ・文化財保存活用ボランティアについては第6期までの養成事業を終了し、現在約70人が活動している状況を事務局が回答

「その他」の事項として、「指定文化財の指定基準について」が取り上げられ、平成26年度審議会でも出された委員からの意見を踏まえ、事務局で調査した近隣市町の状況と他都市の参考事例と、尼崎市の現状を報告、委員から意見

- ・尼崎市や他の市町村の文化財指定の現状については理解できる
- ・震災資料や急速に消えつつある身近な文物・行事など、国や県の指定基準にならなかったこれまでの指定基準では漏れてしまうような文化財が多くあることに配慮し、学術的価値に拠る全国一律の評価だけではなく各地域の文化財の特性や市民にとっての重要性を踏まえた指定の方針を考えてほしい。(太宰府市の市民遺産の取り組みなどが参考事例)
- ・選定方法や候補物件のリストについては、今すぐに文化財の指定対象とはならないものを含めて幅広く文化財の所在リストを作成してほしい。
- ・市町村における文化財登録制度について、近隣自治体の実施状況の確認、事務局からは神戸市の事例、委員からは京都市の事例などを回答、さらに、委員から登録制度の有用性や登録しておいて将来的に指定を検討するという方法について意見が出されたが、事務局からは補助などが無い登録制度のメリットについて所有者や管理

者の理解を得ていくには検討課題もあることを説明

- ・委員から尼崎市の歴史博物館資料の収集方針について質問があり、事務局が歴史博物館の展示計画に沿って定めた収集方針について説明
- ・委員から歴史博物館資料の中には一括の民俗資料について質問があり、事務局からは現在まで続いているような生業関係の一括した資料はなく、途絶えた時点での資料が収集された状況を説明
「その他」の事項として、「指定・登録文化財件数の表記統一について」を取り上げ、前回の審議会で委員から意見が出された指定文化財の指定件数のわかりやすい表記について、事務局が改正した表記を説明した。
- ・委員からは、国登録文化財の件数・棟数や国の表記との一致について確認があり、事務局が回答
- ・無形民俗文化財の指定がないことについて質問があり、事務局が尼崎市の現状を説明

以上で審議を終了、委員は答申書の確認を行った。

7 答申書提出

田中委員長から「平成27年度尼崎市指定文化財の指定について(答申)」が吉田社会教育部長に提出された。

8 閉 会

以 上